

被保険者証などの送付先を変更したいとき

1 後期高齢者医療制度における被保険者証や納入通知書等の送付物については、原則として被保険者の住民票上の住所へ送付いたします。

ただし、送付先変更の手続き以外に郵便物を受け取る方法がない場合（住所地に他の世帯員や別世帯の親族がいない、不在の期間中郵便物を取りに行く者がいない、住民異動届ができないなど）は、以下の事情により「後期高齢者医療 被保険者証等送付先変更申請書」に下記の必要書類を添えて申請することで、送付先の住所を変更することができます。

(1) 送付先住所に長期間滞在している

（例：入院、施設入所、仕事、親の介護など）

(2) 高齢等により郵便物を紛失する恐れがある

（例：認知症、郵便物が多いなど）

(3) 家庭の事情で郵便物を受け取ることができない

（例：離婚、借金、DV、親族間のトラブルなど）

(4) 成年後見制度を利用している

その他、上記以外の理由で送付先を変更したい場合は、ご相談ください。

※ なお、送付先住所に居住する方の同意を得ていることが条件となります。

2 必要書類

○被保険者本人の被保険者証の写し

○受取人（送付先となる方・成年後見人等）の本人確認書類（運転免許証・パスポート・健康保険証・マイナンバーカードなど）の写し

○申請書を提出する病院や施設の担当者の職員証等

○申請書を提出する病院や施設の担当者の本人確認書類（運転免許証・パスポート・健康保険証・マイナンバーカードなど）の写し

○審判書または登記事項証明書の写し

※ 申請後に送付先を他の方に変更する場合や住民票上の住所に戻す場合は、送付先を変更した申請者の方から送付先変更または解除の申請が必要になります。再度「後期高齢者医療 被保険者証等送付先変更申請書」をご提出ください。